

第27期 定時株主総会 招集ご通知

2025年3月1日から2026年2月28日まで

■ 日時

2026年5月27日（水曜日）午前10時
（受付開始 午前9時30分）

■ 場所

東京都目黒区三田一丁目4番1号

恵比寿ガーデンプレイス内
ウェスティンホテル東京
地下1階 桜

今後の状況により株主総会の運営に変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.baroque-global.com/jp/ir/library/shareholder_meeting/）に掲載させていただきます。

目次

第27期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
第1号議案 資本準備金の額の減少の件	
第2号議案 取締役5名選任の件	
第3号議案 取締役に対する業績連動型譲渡制限付株式報酬制度導入の件	
事業報告	22
連結計算書類	39
計算書類	42
監査報告書	45

株式会社バロックジャパンリミテッド

証券コード：3548

証券コード3548
2026年5月8日
(電子提供措置の開始日 2026年5月1日)

株 主 各 位

東京都目黒区青葉台四丁目7番7号
株式会社バロックジャパンリミテッド
代表取締役社長 村 井 博 之

第27期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第27期定時株主総会を下記のとおり開催致しますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第27期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

https://www.baroque-global.com/jp/ir/library/shareholder_meeting/



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記東証ウェブサイトにアクセスして頂き、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR 情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて、書面又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使する事ができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示頂き、2026年5月26日（火曜日）午後7時まで議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

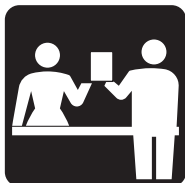
1. 日 時 2026年5月27日（水曜日）午前10時（受付開始午前9時30分）
2. 場 所 東京都目黒区三田一丁目4番1号
恵比寿ガーデンプレイス内 ウェスティンホテル東京 地下1階 桜
3. 目的事項
報告事項
 1. 第27期（2025年3月1日から2026年2月28日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第27期（2025年3月1日から2026年2月28日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 資本準備金の額の減少の件
 - 第2号議案 取締役5名選任の件
 - 第3号議案 取締役に対する業績連動型譲渡制限付株式報酬制度導入の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださるようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎本株主総会に関しましては、書面交付請求の有無に関わらず、株主の皆様へ一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。

議決権行使のご案内

当日ご出席頂ける場合

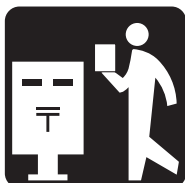


株主総会日時

2026年5月27日（水曜日）午前10時開催
（受付開始午前9時30分）

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
株主総会当日は、紙資源節約のため、本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席頂けない場合



郵送によるご行使

行使期限

2026年5月26日（火曜日）午後7時必着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせて頂きます。



インターネット等によるご行使

詳細は次ページをご覧ください。

行使期限

2026年5月26日（火曜日）午後7時まで

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスして頂き、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。なお、インターネットで複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。

議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとは致しません。

「スマート行使」について

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をお読み取り頂くことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。



「スマートSR」について

「スマートSR」とは、みずほ信託銀行が提供する、当社と株主様との対話のDX化を推進するWebサービスで、議決権行使書のQRコードを読み取ることで、IDパスワードの入力不要でログインでき、各種機能をご利用いただけます。

「スマート行使」へのアクセスは、「スマートSR」ログイン後に【議決権行使サイトへ】ボタンを押下してください。

その他ご利用いただける機能については、ログイン後の画面にてご確認ください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

ご利用期間

本通知受領後～株主総会終了後3か月後まで
(緊急メンテナンス等を除き、24時間ご利用いただけます)

ログイン方法

1 QRコード読取による方法

- ・同封の議決権行使書に記載のQRコードをスマートフォン等でお読み取りください（IDおよびパスワードのご入力は不要です）。
- ・QRコードは株主総会の都度、新たに発行いたします。

2 ID・パスワード入力による方法

- ・下記URLにアクセスいただき、議決権行使書右片の裏面に記載のIDおよびパスワードにてログインしてください。
ログインURL : <https://smart-sr.m041.mizuho-tb.co.jp/SA>
- ・IDおよびパスワードは株主総会の都度、新たに発行いたします。
- ・パスワードは、ご利用される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので大切にお取り扱いください。
- ・パスワードは一定回数以上連続して誤ってご入力をされると使用できなくなります。その場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

ご注意事項

※通信環境の影響等により「スマートSR」がご利用いただけない場合は、議決権行使書右片の裏面をご参照いただき、「議決権行使ウェブサイト」へログインのうえ、議決権行使をお願いいたします。

※通信料金等は株主様のご負担となります。

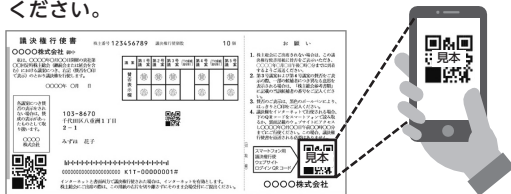
※「スマートSR」の操作方法等に関するお問い合わせ先（みずほ信託銀行 証券代行部）
フリーダイヤル 0120-768-524（年末年始を除く 9：00～21：00）

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマートSR」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

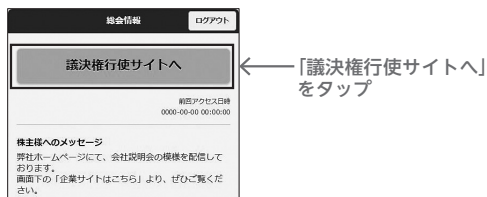
- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 「スマートSR」画面上部の「議決権行使サイトへ」ボタンをタップします。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※通信環境の影響等により接続しづらい場合は、時間を置いて再度アクセスしてください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回**のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

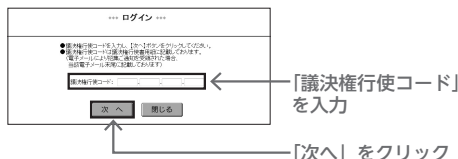
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

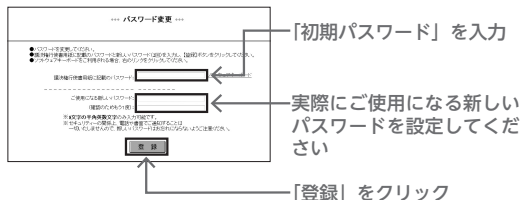
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 資本準備金の額の減少の件

剰余金の配当財源の充実を図るとともに今後の経営環境の変化に応じた機動的かつ安定的な財務政策を実行するため、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少させ、その全額をその他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

資本準備金5,055,458,900円のうち2,990,000,000円を減少させ、その全額をその他資本剰余金に振り替えます。減少後の資本準備金の額は2,065,458,900円と致します。

(2) 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2026年5月27日

第2号議案 取締役5名選任の件

現在の取締役6名は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当		
1	むら い ひろ ゆき 村 井 博 之	再任 代表取締役社長 最高経営責任者		
2	チョウ 趙	サン 珊	再任 取締役 常務執行役員 中国・アジア地区統括	
3	まつ ざき さとる 松 崎 暁	再任 社外取締役 独立役員	社外取締役	
4	おく むら ま す お 奥 村 萬 壽 雄	再任 社外取締役 独立役員	社外取締役	
5	シェン 盛	ファン 放	再任 社外取締役	社外取締役

候補者
番号

1

むら い ひろ ゆき
村 井 博 之

再 任

生年月日 1961年7月26日

所有する当社の株式の数 1,048,100株

取締役在任年数：18年3ヵ月

(本株主総会終結時)

取締役会への出席状況： 18/18回 (100%)

略歴並びに当社における地位及び担当

1985年8月 キヤノン株式会社 入社
1994年4月 KAI LUNG CONSULTANTS LIMITED 社長
1995年4月 CENTURY GROW LIMITED 社長
1997年7月 株式会社日本エアシステム (現 日本航空株式会社) 香港現地法人 社長
株式会社JASトレーディング (現 株式会社JALUX) 香港現地法人 社長
2006年10月 株式会社フェイクデリックホールディングス 代表取締役会長
2007年1月 BAROQUE HK LIMITED 取締役 Managing Director
2007年4月 株式会社フェイクデリックホールディングス 代表取締役会長 兼 社長
株式会社バロックジャパンリミテッド (旧BJL) 代表取締役会長
2008年2月 当社 代表取締役社長 最高経営責任者
2009年5月 巴罗克 (上海) 貿易有限公司 代表取締役 (現任)
2013年5月 当社 代表取締役社長 最高経営責任者 兼 最高執行責任者
2013年9月 BAROQUE CHINA LIMITED 取締役 Managing Director
BAROQUE CHINA APPARELS LIMITED 取締役
巴罗克 (上海) 服饰有限公司 取締役
2013年11月 巴罗克 (上海) 企业发展有限公司 代表取締役
2014年2月 当社 代表取締役社長 最高経営責任者 (現任)
FRAME LIMITED 取締役 Managing Director
2015年2月 BAROQUE HK LIMITED 取締役 Chairman (現任)
2016年4月 BAROQUE USA LIMITED 取締役 (現任)
2025年12月 DB Capital Limited 取締役 Chairman (現任)

重要な兼職の状況

BAROQUE HK LIMITED 取締役 Chairman
巴罗克 (上海) 貿易有限公司 代表取締役
BAROQUE USA LIMITED 取締役
DB Capital Limited 取締役 Chairman

取締役候補者とした理由

村井博之氏は、中国を始めとするグローバルビジネスにおける豊富な知見を有しており、当社の代表に就任して以来、グローバルSPA事業の拡大に注力し、当社グループを牽引してきました。その実績を踏まえ、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

チヨウ
趙

サン
珊

再任

生年月日 1973年6月21日

所有する当社の株式の数 0株

取締役在任年数：1年（本株主総会終結時）取締役会への出席状況：14/18回（78%）

略歴並びに当社における地位及び担当

2006年10月 株式会社フェイクデリックホールディングス 海外管理部
2009年9月 巴罗克（上海）貿易有限公司 北京支社 General Manager
2010年9月 巴罗克（上海）貿易有限公司 General Manager
2013年9月 巴罗克（上海）貿易有限公司 取締役（現任）
BAROQUE CHINA LIMITED 取締役
2013年11月 巴罗克（上海）企业发展有限公司 取締役
2014年2月 FRAME LIMITED 取締役
2015年2月 BAROQUE HK LIMITED 取締役 Managing Director（現任）
2017年5月 当社 執行役員
2018年5月 当社 常務執行役員（現任）
2019年2月 当社 中国・アジア地区統括（現任）
2020年3月 当社 グローバル事業推進タスクフォース
2025年5月 当社 取締役（現任）

重要な兼職の状況

巴罗克（上海）貿易有限公司 取締役
BAROQUE HK LIMITED 取締役 Managing Director

取締役候補者とした理由

趙珊氏は、中国合併事業の管理を含む、中国及びアジア地区におけるアパレル事業の推進を担って参りました。同氏には、これまでの経緯及び実績を活かして、中国事業の新たな展開の推進役としてご尽力頂くことを期待し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3

まつ
松

ざき
崎

さとり
暁

再任

社外取締役

独立役員

生年月日 1954年3月10日

所有する当社の株式の数 0株

取締役在任年数：3年（本株主総会終結時）取締役会への出席状況：18/18回（100%）

略歴並びに当社における地位及び担当

1978年4月 株式会社西友（現 株式会社西友）入社
2005年7月 株式会社良品計画 入社
同社 海外事業部アジア地域担当部長
2008年2月 同社 執行役員海外事業部中国担当部長
2011年5月 同社 取締役 兼 執行役員海外事業部長
2012年5月 同社 常務取締役 兼 執行役員海外事業部長
2013年5月 同社 専務取締役 兼 執行役員海外事業部長
2015年5月 同社 代表取締役社長 兼 執行役員
株式会社MUJI HOUSE 代表取締役社長
2020年9月 同社 代表取締役社長 兼 執行役員 兼 海外事業部長
2021年9月 同社 取締役副会長 兼 執行役員
2023年5月 当社 社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

松崎暁氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、海外事業にも精通しております。同氏には、当社の持続的成長と企業価値向上のため、特に企業経営及びグローバル事業の発展の観点から、経営監督機能の強化にご尽力頂くことを期待し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は、当社の任意の委員会である指名・報酬諮問委員会の委員を務めております。

候補者
番号

4

おく むら ま す お
奥村 萬壽雄

再任

社外取締役

独立役員

生年月日 1947年11月8日

所有する当社の株式の数 0株

取締役在任年数：3年（本株主総会終結時）取締役会への出席状況：18/18回（100%）

略歴並びに当社における地位及び担当

1971年7月 警察庁入庁
2001年5月 大阪府警察本部長
2002年8月 警察庁警備局長
2004年1月 警視總監
2006年3月 財団法人全日本交通安全協会（現 一般財団法人全日本交通安全協会） 理事長
2013年6月 公益財団法人日本道路交通情報センター 理事長
2013年6月 丸一鋼管株式会社 社外監査役（現任）
2023年5月 当社 社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

丸一鋼管株式会社 社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

奥村萬壽雄氏は、長年にわたる警察等行政官庁での職務に携わり、その経歴を通じて培われた豊富な経験と幅広い見識を有しております。

同氏には、当社の持続的成長と企業価値向上のため、主にリスク管理及びコンプライアンス分野を始めとした経営監督機能の強化のためにご尽力頂くことを期待し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外役員になること以外の方法で、直接当社の経営に関与した経験はありませんが、上記理由により、社外取締役として、職務を適切に遂行して頂けるものと判断しております。

同氏は、当社の任意の委員会である指名・報酬諮問委員会の委員を務めております。

候補者
番号

5

シェン
盛

ファン
放

再任
社外取締役

生年月日 1972年11月11日

取締役在任年数：12年9ヵ月

(本株主総会終結時)

所有する当社の株式の数 0株

取締役会への出席状況：18/18回 (100%)

略歴並びに当社における地位及び担当

1993年11月 Gulf Semiconductor Ltd., Shanghai Office
2005年11月 Belle International Holdings Limited, Regional Manager
2007年5月 同社 Group SVP & Head of Eastern China Region
2011年5月 同社 Executive Director (現任)
2011年12月 Smile Charity Foundation, Deputy Chairman (現任)
2013年4月 Tongji University, Adjunct Professor of Innovation and Entrepreneurship
2013年8月 当社 社外取締役 (現任)
2013年9月 BAROQUE CHINA APPARELS LIMITED 取締役 (現任)
巴罗克 (上海) 服饰有限公司 代表取締役
巴罗克 (上海) 企业发展有限公司 取締役
2013年11月
2019年6月 Topsports International Holdings Limited, Non-executive Director (現任)
2022年2月 Belle Fashion Group, Executive Director & CEO
2023年10月 Belle Fashion Group, Chairman & CEO (現任)

重要な兼職の状況

Belle International Holdings Limited, Executive Director
Smile Charity Foundation, Deputy Chairman
BAROQUE CHINA APPARELS LIMITED 取締役
Topsports International Holdings Limited, Non-executive Director
Belle Fashion Group, Chairman & CEO

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

盛放氏は、中国において企業経営にかかわる豊富な経験と幅広い見識を有しております。

同氏には、当社の戦略的事業パートナーであるBelle International Holdings LimitedのExecutive Directorを兼務していることから、中国ライセンス事業の更なる発展にご尽力頂くことを期待し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 盛放氏は、当社の主要な株主であるMUTUAL CROWN LIMITEDを間接的に支配しているBelle International Holdings LimitedのExecutive Directorを兼務しております。
2. その他の各候補者の重要な兼職先と当社との間に重要な取引その他の特別な利害関係はありません。
3. 当社は、定款第27条第2項において、取締役（業務執行取締役である者を除く。）との間で、会社法第427条第1項の規定により、当社への損害賠償責任を同法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、松崎曉氏、奥村萬壽雄氏及び盛放氏は、当社との間で責任限定契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。
4. 松崎曉氏及び奥村萬壽雄氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしています。
5. 当社は、取締役全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社と締結しており、被保険者が負担することとなる職務の遂行に関する責任及び当該責任の追及に係わる請求による損害を当該保険契約により補填することとしております。なお、各候補者が原案どおり選任された場合は、当該保険契約の被保険者となり、2027年12月に当該保険契約について同一内容での更新を予定しております。なお、保険料は全額当社で負担しております。

第3号議案 取締役に対する業績連動型譲渡制限付株式報酬制度導入の件

1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

当社は、2017年4月26日開催の第18期定時株主総会において当社の取締役(社外取締役を除きます。以下、断りがない限り同じです。)に対する株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」(以下「現行BBT制度」といいます。))の導入についてご承認いただき、現在に至っております。(以下、上記株主総会における決議を「原決議」といいます。)

今般、取締役にあってより企業価値の向上に向けて取り組むためのインセンティブとなるよう、現行BBT制度を維持しつつ、BBT制度と譲渡制限付株式制度のメリットを享受できる「株式給付信託(BBT-RS(=Board Benefit Trust-Restricted Stock))」(以下「本制度」といいます。))を導入することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識をより一層高めることを目的としていること、当社の指名・報酬諮問委員会から、本制度の目的、中長期的な業績向上に向けたインセンティブ付与の効果等を踏まえ、本制度の導入は相当であるとの答申を得ていること、本議案を原案どおりご承認いただいた場合に、本定時株主総会終結後の当社取締役会の決議において改定予定の当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針(後掲)とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、2011年4月26日開催の第12期定時株主総会においてご承認をいただきました取締役(社外取締役を含む)の報酬額(年額1,000百万円以内。ただし、使用人分給与は含みません。))とは別枠として、現行BBT制度及び本制度に基づく報酬を当社の取締役に對して支給するものであるため、報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、現行BBT制度及び本制度に基づき取締役に付与されるポイント及び本信託(以下で定義します。)により取得される当社株式は、現行BBT制度に基づく付与ポイント数及び信託が取得する当社株式数の上限の範囲内にて付与又は取得されるものであり(下記2(4)及び(5)ご参照)、かかる上限の定めを除いて、現行BBT制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容は、原決議でご承認いただいたものから変更はございません。また、本制度の詳細につきましては、下記2.の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

なお、第2号議案が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は2名となります。

また、当社は、執行役員に対しても本制度を適用する予定です。

2. 本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託(以下、現行BBT制度に関して当社が設定済みの信託を「本信託」といいます。本制度導入後は、本信託を現行BBT制度及び本制度の双方のために併用するものといえます。)を通じて取得され、取締役及び執行役員(以下「取締役等」といいます。)に対して、当社が定める役員株式給付規程(BBT-RS)に従って、当社株式が本信託を

通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として毎年一定の時期とします。取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記3. のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役等が在任中に給付を受けた当社株式については、当該取締役等の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。また、本制度の導入に伴い、現行BBT制度において取締役等（一部の取締役等を除きます。）に付与済みのポイントについては、本議案の承認可決を条件として、本制度におけるポイントに移行することとし、取締役等（一部の取締役等を除きます。）は、本定時株主総会終結後、当社が定める所定の時期に、移行後のポイントに基づき、当社株式の給付を受けることとします。なお、本制度に移行しないポイントについて、取締役等は、現行BBT制度に基づき当社株式の給付を受けます。

(2) 本制度の対象者

取締役及び執行役員（なお、社外取締役及び監査役は、本制度の対象外とします。）

(3) 信託金額

当社は、原決議においてご承認を得た範囲内において、現行BBT制度に基づき、株式給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定しております。本信託は、本議案をご承認いただいた後は現行BBT制度及び本制度に基づく信託として存続するものといたします。

本制度が終了するまでの間、当社は、原則として、対象期間（2027年2月末日で終了する事業年度から2029年2月末日で終了する事業年度までの3事業年度以降、3事業年度ごとの期間をいいます。以下同じです。）ごとに、本制度に基づく取締役等への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、すでに信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与された現行BBT制度及び本制度に基づくポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以後の対象期間における現行BBT制度及び本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。

(4) 当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（3）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施します。

なお、現行BBT制度及び本制度に基づき、取締役等に付与されるポイント数の上限は、下記（5）のとおり、1事業年度当たり72,000ポイント（うち取締役分として31,000ポイント）であるため、各対象期間について、現行BBT制度及び本制度に関して本信託が取得する当社株式数の上限は216,000株（うち当社取締役分として93,000株）となります。

本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(5) 取締役等に給付される当社株式の数の具体的な算定方法

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程（BBT-RS）に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。現行BBT制度及び本制度に基づき取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、72,000ポイント（うち当社取締役分として31,000ポイント）を上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記（6）の当社株式の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

なお、現行BBT制度及び本制度に基づき取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式に係る議決権数720個の発行済株式総数に係る議決権数361,819個（2026年2月28日現在）に対する割合は約0.2%です。

下記（6）の当社株式の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、下記（6）の受益権確定時まで当該取締役等に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

(6) 当社株式の給付

受益者要件を満たした取締役等は、所定の受益権確定手続を行うことにより、原則として上記（5）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、毎年一定の時期に本信託から給付を受けます。上記（1）のとおり、現行BBT制度において取締役等（一部の取締役等を除きます。）に付与済みのポイントについては、本議案の承認可決を条件として、本制度におけるポイントに移行します。現行BBT制度におけるポイントを有する取締役等（一部の取締役等を除きます。）は、本定時株主総会終結後、当社が定める所定の時期に、当該移行後のポイントに基づき、当社株式の給付を受けます。

なお、取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記3. のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役等が在任中に給付を受けた当社株式については、当該取締役等の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

また、ポイントの付与を受けた取締役等であっても、取締役の地位を解任された場合若しくは取締役会決議において執行役員の地位を解任された場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

(7) 取締役の報酬等の額の具体的な算定方法

取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価格を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）とします。また、役員株式給付規程（BBT-RS）の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程（BBT-RS）の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、現行BBT制度に係る役員株式給付規程（BBT）及び役員株式給付規程（BBT-RS）の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（9）により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

3. 取締役等に給付される当社株式に係る譲渡制限契約の概要

取締役等が在任中に本制度に基づき当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で、概要として、以下の内容を含む譲渡制限契約（以下「本譲渡制限契約」といいます。）を締結するものとします（取締役等は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の給付を受けるものとします。）。ただし、株式給付時点において取締役等が既に退任している場合等においては、本譲渡制限契約を締結せずに当社株式を給付することがあります。

① 譲渡制限の内容

取締役等は、当社株式の給付を受けた日から当社における取締役等及び従業員（以下「役職員」といいます。）の何れでもなくなる日までの間、給付を受けた当社株式の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないこと

- ② 当社による無償取得
一定の非違行為等があった場合や下記③の譲渡制限の解除の要件を充足しない場合には、当社が当該株式を無償で取得すること
- ③ 譲渡制限の解除
取締役等が、当社における役職員を正当な理由により退任若しくは退職し又は死亡により退任若しくは退職した場合、当該時点において譲渡制限を解除すること
- ④ 組織再編等における取扱い
譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約その他組織再編等に関する事項が当社の株主総会等で承認された場合、当社の取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除すること

なお、本譲渡制限契約による譲渡制限の対象とする当社株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に対象となる取締役等が開設する専用口座で管理される予定です。

また、上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示及び通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容といたします。

ご参考

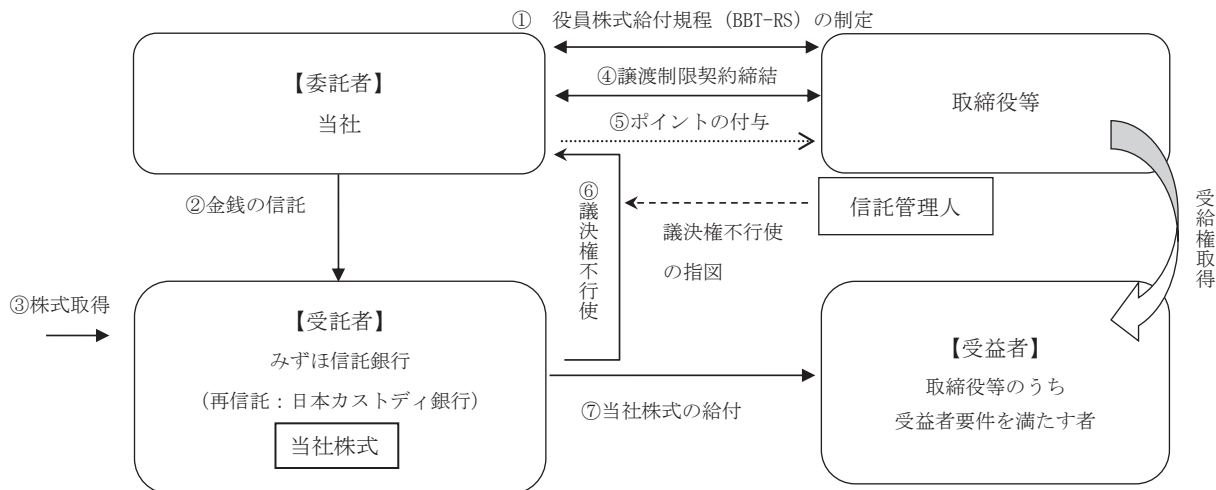
第2号議案が承認可決された場合の取締役の専門性と経験、期待される役割は、次のとおりであります。

取締役名	役職	専門性と経験、期待される役割					
		企業経営	事業戦略・ ブランディング・ マーケティング	グローバル	財務・会計	ガバナンス・ リスク管理	その他事業知見
村井 博之	代表取締役社長 最高経営責任者	●	●	●	●	●	
趙 珊	取締役 常務執行役員 中国・アジア地区 統括	●	●	●	●	●	
松崎 暁	社外取締役 (独立役員)	●	●	●		●	● 小売業界知見
奥村 萬壽雄	社外取締役 (独立役員)					●	● 法務・ コンプライアンス
盛 放	社外取締役	●	●	●	●	●	● 小売業界知見

※各人に特に期待される項目を記載しています。

※各人の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

第3号議案における本制度の仕組みは、次のとおりであります。



- ① 当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程 (BBT-RS)」を制定します。
- ② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 取締役等は、当社との間で、在任中に給付を受けた当社株式について、役職員の何れでもなくなる日までの間、譲渡等による処分が制限される旨、及び一定の当社による無償取得条項等を含む譲渡制限契約を締結します。
- ⑤ 当社は、役員株式給付規程 (BBT-RS) に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑥ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑦ 本信託は、毎年一定の時期に取締役等のうち役員株式給付規程 (BBT-RS) に定める受益者要件を満たした者 (以下「受益者」といいます。) に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。

第3号議案における取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針は、次のとおりであります。なお、現行の取締役の個人別の報酬額の内容についての決定に関する方針は、招集ご通知30ページ以降に記載の通りであります。

当社は、取締役の報酬等について、役割に応じて、固定報酬及び企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう業績と連動した報酬の割合等を適切に設定し、個々の取締役の報酬の決定に際しては、指名・報酬諮問委員会の意見を尊重し、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とするものであります。

この基本方針に従い、当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を2021年2月17日に開催された取締役会において決議し定めており、2026年5月27日に開催された取締役会において改定しております。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）及び業績連動型株式報酬により構成され、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）のみを支払うこととしております。

当社の取締役の基本報酬（金銭報酬）は、月例の固定報酬とし、役位、職責等に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案してその額を決定し、毎月定額を支給致します。

当社は、業務執行取締役に対する業績連動型株式報酬として、役員報酬株式給付信託（BBT及びBBT-RS）を導入しております。業務執行取締役には、各事業年度（以下「評価対象期間」といいます。）に関して、取締役会が定める役員株式給付規程に基づき、役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与され、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、原則としてポイント数に応じて、退任時に株式の給付を受け（BBTの場合）、又は退任時に譲渡制限が解除される譲渡制限付株式の給付を受けず（BBT-RSの場合）。給付する株式数は、ポイント付与日における役位に応じたポイントに評価対象期間における業績（株主との利害共有による企業価値の持続的な向上を目的としつつ、会社業績への影響の低さを考慮し、親会社株主に帰属する当期純利益を指標としております。）に応じたポイントに評価対象期間における業績評価係数を乗じたポイント累計数を算出し、1ポイント＝1株式として算出致します。

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、役位、業績等を総合的に勘案して決定いたしますが、基本報酬（金銭報酬）の額のウェイトが業績連動型株式報酬の額より高まる構成としております。

なお、業績連動型株式報酬については、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとしての機能を果たさないと当社取締役会において判断した場合その他諸般の事情を考慮して、支給しないことがあります。

当社は、固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）について、当社全体の業績、各取締役の職責等を総合的に勘案してなされる取締役の個人別の報酬等の内容の決定は、業務執行を統括する代表取締役社長によることが適していると考えており、取締役会の委任に基づき代表取締役社長最高経営責任者村井博之が、指名・報酬諮問委員会の意見を尊重し、その具体的内容を決定しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、その内容及び決定方法が決定方針と適合し、指名・報酬諮問委員会の意見が尊重され、これに基づき個別の報酬額が決定されており、決定方針に沿うものであると判断しております。

以上

事業報告

〔2025年3月1日から〕
〔2026年2月28日まで〕

1. 当社グループの現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済は、雇用・所得環境の改善による個人消費の持ち直し、インバウンド需要の継続などを背景として緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、地政学リスクの長期化、エネルギーコストの高騰による継続的な物価上昇、米国の通商政策の影響等、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

アパレル業界におきましては、物価高による実質賃金低下を背景とした個人消費の二極化と生活防衛意識による安価な実用品志向が強まる中、気候変動の影響により商品構成、投入時期の見直しを迫られる等、舵取りの難しい経営環境が続きました。

(国内事業)

当社グループの国内事業につきましては、店舗売上が前年同期比97.1%、EC売上が前年同期比93.4%と前年を下回りました。FB・SBブランドでは、MOUSSYがデニムやコラボなどの好調により前年同期比103.8%と伸ばしました。SCブランドでは、RODEO CROWNS WIDE BOWLが既存店前年対比112.3%と回復しましたが、国内売上の約30%を占める主力ブランドであるAZUL BY MOUSSYが、年度を通して客数の減少が続ぎ、全体の売上高減少の主要因となりました。また、計画的な仕入コントロールの厳格化、在庫状況に合わせた早期換金により、商品評価損は前年同期から大幅に圧縮しましたが、当連結会計年度における国内事業の売上総利益は前年同期比97.3%と前年を下回りました。

一方、売上高の連動に伴う販売委託費の減少や固定費の抑制により、販売費及び一般管理費を前年同期を下回る水準でコントロールした結果、営業利益は前年同期を上回りました。

(海外事業)

米国事業については、EC及び卸売（高級百貨店、セレクトショップ向け）を中心としたビジネスモデルで日本製高級デニムを主とした販売に取り組んでおります。EC売上は前年を上回りましたが、販売費及び一般管理費を圧縮しきれず、また主要百貨店の経営破綻の影響もあり前年比で減益となりました。

BELLE INTERNATIONAL HOLDINGS LIMITED（以下、「Belle社」という）との中国合併事業を解消し、中国卸売会社及び中国小売会社の株式をBelle社に譲渡しました。当連結会計年度において、従来連結対象であった中国卸売会社は、連結対象から除外となり、その結果、連結売上高以下の減少要因となっております。また、当連結会計年度において、持分法適用対象会社であった中国小売会社は持分法適用対象外となり、持分法による投資損失の計上はありません。加えて、上記に伴い関係会社株式売却益が計上されております。

当連結会計年度末における店舗数につきましては、国内店舗数は331店舗（直営店254店舗、FC店77店舗）、同海外店舗数は5店舗（直営店1店舗、FC店4店舗）、合計336店舗になりました。

以上の結果、当連結会計年度におきましては売上高514億99百万円（前連結会計年度比11.5%減）、営業利益3億21百万円（前連結会計年度比60.5%減）、経常利益3億83百万円（前連結会計年度は16億83百万円の損失）、親会社株主に帰属する当期純利益3億66百万円（前連結会計年度は25億75百万円の損失）となりました。

(国別売上高の状況)

国別の売上高及び構成比は以下のとおりです。

国名	当連結会計年度		前連結会計年度比 (%)
	売上高 (百万円)	構成比 (%)	
日本	50,156	97.4	96.4
中国 (香港含む)	142	0.3	3.1
アメリカ	1,200	2.3	82.1
(合計)	51,499	100.0	88.5

② 設備投資の状況

当連結会計年度におきまして実施した当社グループの設備投資の総額は1,327百万円であります。その主な内容は次のとおりです。

新規出店・店舗改装に係る店舗設備関係投資	687百万円
基幹システムに係る投資	360百万円

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、当社完全子会社であるBAROQUE HK LIMITEDを通じて、JD.com,Inc.の完全子会社であるJingdong Group Investment Ltd.との合併会社としてDB Capital Limitedを設立し、同社株式25,000,000株（2026年2月28日現在同社の発行済み株式総数の25%）を25,000,000米ドルで取得しております。

(2) 財産及び損益の状況

当社グループの財産及び損益の状況

区 分	第24期 (2023年2月期)	第25期 (2024年2月期)	第26期 (2025年2月期)	第27期 (当連結会計年度) (2026年2月期)
売 上 高 (百万円)	58,842	60,290	58,180	51,499
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	243	945	△2,575	366
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	6.77	26.24	△71.58	10.19
総 資 産 (百万円)	37,245	37,261	34,051	32,593
純 資 産 (百万円)	22,085	22,202	18,796	14,705
1株当たり純資産額 (円)	541.99	535.80	434.58	408.27

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

当連結会計年度末における重要な子会社の状況は次のとおりです。

なお、前連結会計年度末において連結子会社であったBAROQUE CHINA LIMITED及びBAROQUE CHINA LIMITEDの完全子会社である巴罗克（上海）企业发展有限公司は、当連結会計年度末に当社の完全子会社であるBAROQUE HK LIMITEDが株式を売却したことに伴い、連結子会社から除外しております。また、同様に前連結会計年度末において連結子会社であったFRAME LIMITEDは、当連結会計年度に清算終了したことにより、連結子会社から除外しております。更に、当連結会計年度において、新たに設立した株式会社バロクトレーディングを連結子会社に含めております。

会 社 名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
BAROQUE HK LIMITED	257,000千香港ドル	100.0%	衣料品等の輸出入
巴罗克（上海）貿易有限公司	69,600千香港ドル	100.0% (100.0%)	業務受託
BAROQUE USA LIMITED	2,900千ドル	100.0%	衣料品等の販売
株式会社バロクトレーディング	2,500千円	100.0%	酒類の販売及び輸出入など

(注) 当社の議決権比率欄の（ ）内は、間接所有割合で内数です。

(4) 対処すべき課題

当連結会計年度の業績を踏まえ、2027年2月期からの2年間を「業績の回復・新規事業の創出期間」と位置付けた「新中期経営計画 2027-2028」を策定いたしました。

当該計画に基づき、筋肉質な経営体質への転換と収益性の高い新たな成長事業の創出を目指し、以下の課題に取り組んで参ります。

① アパレル事業の業績回復

イ. 国内事業

高収益ブランドへの経営資源の集中投下と成長期待のあるブランドの出店拡大を継続するとともに、売上高100億円超の新規ブランドの開発、グローバルブランドの創出に注力して参ります。一方で、主力SCブランドであるAZUL BY MOUSSYの客数・売上高の回復は急務であり、好調ブランドの企画力・ブランド発信力のノウハウを導入し、ブランド価値・集客力を高め、売上高を回復させて参ります。

ロ. 海外事業

海外事業につきましては、中国事業は、昨年度にBelle社との中国合弁会社を売却しリスクオフしており、安定したロイヤリティ収入へ事業転換しております。また、米国事業は、日本製高級デニムを主とした収益性が高い卸売に絞って継続して参ります。

② 効率的な経営体制への転換

組織のスリム化、省人化を推進するとともに、ブランド毎に構築されていた事業運営を刷新し、事業部運営を集約型に転換することで全社最適化及び筋肉質な収益構造を目指していきます。

③ 異業種への進出

当社は、当社完全子会社であるBAROQUE HK LIMITEDを通じて、JD.com,Inc.の完全子会社であるJingdong Group Investment Ltd.と日本における消費財関連企業等へ投資を行う合弁会社「DB Capital Limited」を2025年12月22日付で設立しました。同社を通じて、日本が誇る技術と文化を世界へ発信し、国内のモノづくり企業の価値向上を推進して参ります。

④ 人的資本の強化

「多様な人材に対して成長の機会を与えるとともに、その人材同士が共鳴・共感する企業文化を醸成することで新たな価値を創造し、これにより豊かな社会の実現を目指す」を基本方針とし、戦略的な採用・育成活動の推進、社員のエンゲージメント強化及び働き方の改革を進めて参ります。

⑤ サステナビリティへの対応

「環境」「社会」「人」の3つの観点から施策を推進し、全てのステークホルダーの方々に豊かで広がりのある未来を提供できるよう取り組みを進めて参ります。

本年度もCO2排出量（SCOPE3を含む）の算定を行うとともに、その削減目標を含むサステナビリティ関連目標の進捗状況や気候変動リスク/機会に対する当社の取組状況をTCFD提言に基づいて情報開示を行っております。

また、世界主要企業の環境活動に係る情報開示を推進する国際的な非政府組織であるCDPから気候変動対応においてB評価を取得致しました。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2026年2月28日現在）

当社グループは、当社及び当社の連結子会社4社で構成され、主に女性向けの衣料品等の製造小売事業（SPA（注））として、衣料品等の企画、販売並びに製造を主要な事業としております。

（注） Speciality store retailer of Private label Apparelの略

(6) 主要な営業所及び工場（2026年2月28日現在）

① 当社の事業所

本 社	東京都 目黒区
店 舗	254店（国内直営）

② 子会社の事業所

BAROQUE HK LIMITED	中華人民共和国 香港特別行政区
巴洛克（上海）貿易有限公司	中華人民共和国 上海市
BAROQUE USA LIMITED	アメリカ合衆国 デラウェア州
株式会社バロクトレーディング	東京都 目黒区

(7) 使用人の状況 (2026年2月28日現在)

① 当社グループの使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,266名	115名減

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,242名 (221名)	79名減 (1名減)	30.4歳	7年1ヶ月

- (注) 1. 使用人数は就業員数(当社から社外への出向者を除く。)であり、期間雇用者数(アルバイト社員)は、最近1年間の平均人員を()内に外数で記載しております。
2. 期間雇用者数の内訳は、アルバイト社員の最近1年間の平均雇用人員(1日8時間換算)であります。また、派遣社員を除いております。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年2月28日現在)

借入先	借入額(百万円)
株式会社三井住友銀行	5,000
株式会社みずほ銀行	2,000
株式会社三菱UFJ銀行	1,000

- (9) その他当社グループの現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2026年2月28日現在）

- | | |
|--------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 120,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 36,676,300株 |
| ③ 株 主 数 | 63,521名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持株比率
MUTUAL CROWN LIMITED	7,284,600 株	20.11 %
オリックス株式会社	5,610,800	15.49
村井資本株式会社	2,600,000	7.17
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,834,900	5.06
村井 博之	1,048,100	2.89
株式会社日本カストディ銀行（信託E口）	195,900	0.54
奈良 世輝	166,400	0.45
SMBC日興証券株式会社	141,600	0.39
深澤 瑞岐	140,000	0.38
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	130,000	0.35

- (注) 1. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、自己株式（460,430株）を保有しておりますが、上記大株主からは除外しており、また、持株比率は、発行済株式総数から自己株式を控除して計算しております。なお、自己株式には業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」により当該信託が保有する株式195,900株は含まれておりません。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2026年2月28日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	村 井 博 之	最高経営責任者 BAROQUE HK LIMITED 取締役 Chairman 巴罗克(上海)貿易有限公司 代表取締役 BAROQUE USA LIMITED 取締役 DB Capital Limited 取締役 Chairman
取締役副社長	深 澤 哲 人	営業統括本部長 BAROQUE USA LIMITED 取締役
取 締 役	趙 珊	常務執行役員 中国・アジア地区統括 巴罗克(上海)貿易有限公司 取締役 BAROQUE HK LIMITED 取締役 Managing Director
取 締 役	松 崎 暁	
取 締 役	奥 村 萬壽雄	丸一鋼管株式会社 社外監査役
取 締 役	盛 放	Belle International Holdings Limited, Executive Director Smile Charity Foundation, Deputy Chairman BAROQUE CHINA APPARELS LIMITED 取締役 Topsports International Holdings Limited, Non-executive Director Belle Fashion Group, Chairman & CEO
常 勤 監 査 役	松 田 信 一	
監 査 役	吉 田 芳 樹	
監 査 役	辻 嶋 彰	辻嶋・石部法律事務所 所長弁護士

- (注) 1. 取締役松崎暁氏、奥村萬壽雄氏及び盛放氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役吉田芳樹氏及び辻嶋彰氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、社外取締役である松崎暁氏及び奥村萬壽雄氏並びに社外監査役である吉田芳樹氏及び辻嶋彰氏を、株式会社東京証券取引所の定める独立役員として届出ております。
4. 取締役盛放氏は、当社の主要な株主であるMUTUAL CROWN LIMITEDを間接的に支配しているBelle International Holdings LimitedのExecutive Directorを兼務しております。
5. 社外取締役及び社外監査役のその他の重要な兼職先と当社との間に重要な取引その他特別な利害関係はありません。
6. 趙珊氏は、2025年5月27日開催の第26期定時株主総会において新たに選任され、就任致しました。
7. 張桜楠氏は、2025年5月27日開催の第26期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任致しました。
8. 監査役吉田芳樹氏は、長年企業において内部監査に従事しており、財務及び会計に関する相当の知見を有しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は保険会社との間で、当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員等（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に更新しております。

但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

④ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

i) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の報酬等について、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう業績と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、指名・報酬諮問委員会の意見を尊重し、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とするものであります。

この基本方針に従い、当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を2021年2月17日に開催された取締役会において決議し定めております。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び業績連動型株式報酬により構成され、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責等に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定致します。

当社は、業績連動型株式報酬として、役員報酬株式給付信託（BBT）を導入しております。取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき、役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与され、取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、原則としてポイント数に応じた株式の給付を受けます。給付する株式数は、ポイント付与日における役位に応じたポイントに評価対象期間における業績（株主との利害共有による企業価値の持続的な向上を目的としつつ、会社業績への影響の低さを考慮し、親会社株主に帰属する当期純利益を指標としております。）に応じたポイントに評価対象期間における業績評価係数を乗じたポイント累計数を算出し、1ポイント＝1株式として算出致します。

業務執行取締役の種類別の報酬割合の目安については、基本報酬と業績連動型株式報酬の構成割合を10：1としております。

当社は、当社全体の業績、各取締役の職責等を総合的に勘案してなされる取締役の個人別の報酬等の内容決定は、業務執行を統括する代表取締役社長によることが適していると考えており、取締役会の委任に基づき代表取締役社長最高経営責任者村井博之が、指名・報酬諮問委員会の意見を尊重し、その具体的内容を決定しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、その内容及び決定方法が決定方針と適合し、指名・報酬諮問委員会の意見が尊重され、これに基づき個別の報酬額が決定されており、決定方針に沿うものであると判断しております。

ii) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬については、2011年4月26日に開催された第12期定時株主総会において年額1,000百万円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名です。また、当該報酬とは別枠で、2017年4月26日に開催された第18期定時株主総会において、業績連動型株式報酬の株式数の上限を年72,000株以内（うち取締役分として31,000株、社外取締役は付与対象外）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は3名です。

監査役の報酬については、2009年4月28日に開催された第10期定時株主総会において年額50百万円以内にするにつき決議されております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

iii) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動型株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	170百万円 (17百万円)	167百万円 (17百万円)	3百万円 (-)	5名 (2名)
監査役 (うち社外監査役)	26百万円 (13百万円)	26百万円 (13百万円)	-	3名 (2名)
合計 (うち社外役員)	196百万円 (30百万円)	193百万円 (30百万円)	3百万円 (-)	8名 (4名)

- (注) 1. 業績連動型株式報酬の額は、報酬の対象期間に応じて複数年にわたって費用を計上する株式報酬制度である役員報酬株式給付信託（BBT）の当事業年度の費用計上額であります。
 2. 業績連動型株式報酬は、親会社株主に帰属する当期純利益1,338百万円を業績評価の指標としており、当事業年度における実績は、366百万円です。
 3. 取締役のうち2名は無報酬であります。

⑤ 社外役員に関する事項
 当事業年度における主な活動状況

		主な活動状況
取締役	松 崎 暁	当事業年度に開催された取締役会18回のうち全てに出席し、特に企業経営及びグローバル事業の発展の観点から、当社の業務執行者から独立した立場で、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当社の任意の委員会である指名・報酬諮問委員会の委員として、客観的かつ中立的立場で、必要な発言、助言を適宜行っております。
取締役	奥 村 萬壽雄	当事業年度に開催された取締役会18回のうち全てに出席し、特にリスク管理及びコンプライアンスの観点から、当社の業務執行者から独立した立場で、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当社の任意の委員会である指名・報酬諮問委員会の委員として、客観的かつ中立的立場で、必要な発言、助言を適宜行っております。
取締役	盛 放	当事業年度に開催された取締役会18回のうち全てに出席し、特に中国ライセンス事業を始めとするグローバル経営に関して、企業経営にかかわる豊富な経験と幅広い見識に基づく見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役	吉 田 芳 樹	当事業年度に開催された取締役会18回のうち全てに出席し、また、監査役会17回のうち全てに出席致しました。主に企業における内部監査並びに常勤監査役としての豊富な経験から意見を述べるなど、当社の業務執行者から独立した立場で、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役	辻 嶋 彰	当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回出席し、また、監査役会17回のうち全てに出席致しました。主に弁護士としての法務的実務経験に基づき意見を述べるなど、当社の業務執行者からは独立した立場で、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス及び内部統制について適宜、必要な発言を行っております。

(3) 会計監査人に関する事項

① 会計監査人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	54百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	54百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会がPwC Japan有限責任監査法人の報酬等について同意した理由は、過年度の監査時間の実績及び監査報酬額の推移並びに会計監査人の職務執行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬見積の算出根拠等を検討した結果であります。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任致します。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生等により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、当社監査役会は、監査役会の決議により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出致します。

(4) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

【業務の適正を確保するための体制の概要】

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - i) 当社及び当社子会社は、法令、定款及び社会規範遵守（コンプライアンス）が企業活動の基本原則であると認識し、取締役、執行役員と全使用人が一体となってその徹底を図る。
 - ii) 「コンプライアンス委員会」の定期的活動を通じ、コンプライアンス体制の確立・強化に取り組む。
 - iii) 外部法律事務所を委託先とする内部通報制度（ホットライン）により、不正行為等の早期発見を図る。
 - iv) 内部監査室によりコンプライアンス体制が有効に機能しているかを定期的に監査し、監査結果を取締役に報告する。
 - v) 職務権限規程及び稟議規程に基づき職務執行することで、取締役、執行役員並びに使用人間の適切な権限配分及び監査体制を構築する。

- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会規程、執行役員規程、文書管理規程、会議体規程等に基づき、取締役会の議事と意思決定及び業務執行に関する情報の適切な保存と管理体制を構築する。

- ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - i) 取締役会は当社及び当社子会社のリスク管理を統括し、部門の責任者による会議等を通じて、経営に重大な影響を与える事態発生防止と、各部門のリスク管理を徹底する。
 - ii) 法務部門の体制を一層強化し、法律面からのリスク管理強化を図る。
 - iii) 危機管理規程等に基づき、重大なリスクが発現し全社対応を要する場合は、対策本部を設置する等、迅速な対応を行う体制の構築を図る。

- ④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - i) 取締役会による意思決定の迅速化のため、当社の取締役会の人数は最小限に抑えつつ、取締役会を機動的に開催する。
 - ii) 執行役員制度の活用により、業務執行に関する権限委譲を進め、当社の取締役会による経営監督機能を強化する。
 - iii) 取締役会及び執行役員会のほか、部門の責任者による会議を開催し、当社及び当社子会社の迅速な意思決定と必要な情報の共有を図る体制をとる。
 - iv) その他業務の合理化、電子化に向けた取り組みにより職務の効率性の確保を図る体制の整備を行う。

- ⑤ 当社及び当社子会社から成る当社グループにおける業務の適正を確保するための体制及び当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - i) 当社は関係会社管理規程に基づき、当社子会社の管理を実施する。
 - ii) 当社の内部監査室により、当社及び当社子会社の監査を実施する。

- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- i) 当社の監査役の職務の補助については、必要に応じ当社の内部監査部門の使用人が対応する。
 - ii) 当該使用人の人事評価、懲戒処分については、当社の監査役が行う。
 - iii) 当社の監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助使用人は、その命令に関して取締役、執行役員等の指揮命令を受けないものとする。
 - iv) 当社の取締役は、当該使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
- ⑦ 当社の取締役、執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人が、当社の監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制及び報告した者が当該報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- i) 当社の監査役は、当社の取締役会及び会社の重要会議等に出席し、また随時取締役とのミーティングを持ち、当社及び当社子会社に関する重要な報告及び情報提供を受ける。
 - ii) 当社の取締役、執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社の監査役に対して、全社的な重要事項、コンプライアンスの状況、内部監査の内容、内部通報の内容、その他監査役が必要と判断する事項について、遅滞なく情報提供を行う。当社は、当該情報を当社の監査役へ提供した者に対して、その提供を行ったことを理由として不利益な取扱を行うことを禁止する。
- ⑧ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社の監査役がその職務につき、当社に対して費用の前払等の請求をしたときは、当社は、請求に係る費用又は債務が当社監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務の処理を行う。
- ⑨ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- i) 監査役監査基準等に基づき、監査役の監査体制を強化する。
 - ii) 監査役は、監査役監査基準及び内部監査規程等に基づき、内部監査室及び会計監査人と連携して、実効的な監査を行う。
 - iii) 取締役会は、監査役が必要に応じて、弁護士、公認会計士、税理士等の外部専門家に助言を求める環境を整備する。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
- 当社及び当社子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、更に反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらの関わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わない方針を堅持する。
- ⑪ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制
- 当社及び当社子会社は、金融商品取引法及びその他の法令の定めに基づき、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備、運用、評価を継続的に行い、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① コンプライアンス体制

当社は、社外有識者及び当社取締役をメンバーとしたコンプライアンス委員会を設置しており、原則、月1回開催し、コンプライアンス推進に関する活動並びに問題の把握及び改善を行っております。当事業年度においては、個人及び組織のコンプライアンスに対する意識向上のため、eラーニングによる教育を定期的実施し、その他、内部通報制度の社内周知や、当事業に関連する下請法及びハラスメント防止等の社内セミナーの実施を行っております。

② 取締役の職務執行

当事業年度において取締役会は18回開催され、重要事項の決定等を行い、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するように監督を行いました。また、執行役員会及び事業部長会等を通じて、業務の適正性、効率性を確保しております。

③ リスク管理体制

当社及び当社子会社の経営に重大な影響を与える緊急事態の発生に際し、速やかにその状況を把握し、迅速かつ適切な対処によって、経営への影響を最小限に食い止めることを目的として「危機管理規程」を定めております。同規程では、緊急事態への対応の基本方針を定め、必要に応じて社長を本部長とする対策本部が設置されます。対策本部では、情報収集、緊急措置の決定、指示、原因究明のための調査、対策の基本方針の決定等がなされ、再発防止策等の実施を確認した後に解散されます。また、報道機関等への対応については、管理本部長及び総務部長を窓口として、適切な情報管理と情報発信にあたることとしております。

④ 関係会社管理

当社は、「職務権限規程」及び「関係会社管理規程」に基づき、当社関係会社に対する重要事項について、当社が決裁し、又は当社関係会社より報告を受けております。

取締役会においては、当社グループの月次業績が報告され、当社グループの経営目標の進捗状況、経営課題及びその対応策について確認をしております。

⑤ 監査役の職務執行

監査役は、監査役会が決定した年間の監査方針及び監査計画に基づき、監査役会を開催し、取締役会のほか、執行役員会・コンプライアンス委員会等の重要会議に出席するとともに、当社執行役員から業績、事業の運営状況及び内部統制の整備等の報告を受けること等により、監査の実効性を高めております。

監査役は、当社内部監査室及び会計監査人と定期的に連絡会を開催し、情報共有及び意見交換を行う等の連携を図り、効率的な監査を実施しております。代表取締役社長と監査役の間での意見交換会を定期的開催しております。

【コーポレートガバナンスに関する事項】

① 指名・報酬諮問委員会の設置

当社は指名・報酬諮問委員会を設置し、内規にて、委員3名以上で構成し過半数を独立社外取締役とすることを定め、委員会の独立性を担保しております。

指名・報酬諮問委員会は、取締役及び執行役員の指名・報酬に係る取締役会の機能の客観性と透明性を強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図ることを目的としており、主に以下の事項について取締役会の諮問に応じて審議を行い、取締役会へ意見具申を行っております。

- i) 取締役の選任又は解任に関する株主総会付議議案の原案の審議
- ii) 取締役会に付議する代表取締役、役付取締役及び執行役員（以下、取締役等という。）の選定、解職、職務分担の原案の審議
- iii) 後継者計画の審議
- iv) 取締役等の個人別報酬額（算定方法を含む）の原案の審議
- v) 取締役等の報酬の構成を含む方針・手続の審議

② 取締役会の実効性評価

当社は、年に1回取締役会の実効性評価を実施することとしております。2025年2月期に実施した当該実効性評価の詳細は以下のとおりです。

i) 評価の方法について

全ての取締役・監査役に対しアンケートを実施し、回答結果を集計・分析の上、取締役会にて当社取締役会の強み及び課題について議論を実施し、実効性について評価しました。なお、アンケートの集計・分析については、外部機関を活用することで透明性及び実効性を確保しております。

アンケート項目は以下8項目です。

- ・取締役会の役割・機能
- ・取締役会の構成・規模
- ・取締役会の運営
- ・内部統制等の整備
- ・社外取締役の活用
- ・株主・投資家との関係
- ・指名・報酬諮問委員会の運営
- ・前年比ガバナンス体制の進展

ii) 取締役会の実効性に関する分析・評価の結果

当社取締役会は、コーポレートガバナンス・コードにおいて要請されている事項を踏まえ、実効性が概ね確保されていると評価しました。

特に、当社取締役会においては、経営戦略に関する議論が充実したこと、多様な業界から幅広い人材を集めており構成が充実していること、業務執行の適切な監督がなされていることなどが強みであると認識しております。

他方、後継者計画の策定や、IR活動の報告を始めとする取締役会のアジェンダの充実は、当社取締役会の課題であると考え、更なる向上に取り組む方向で議論を実施します。

iii) 今後の対応

後継者計画の策定については、指名・報酬諮問委員会での議論の充実及び取締役会への報告の体制整備を図って参ります。また、取締役会のアジェンダについては、年間スケジュールを策定することにより、一層の取締役会の実効性確保とコーポレートガバナンスの高度化に取り組んで参ります。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付けた上で、長期安定的な配当を継続することを基本方針としております。中期的な経営環境の変化や事業戦略を勘案して財務基盤の充実を図りつつ、積極的な利益還元を行うことを目指して参ります。

なお、当期の期末配当金につきましては、第27期定時株主総会の資本準備金の減額議案が承認可決されることを条件に株主総会後の取締役会にて1株につき38円と決議する予定です。

連結貸借対照表

(2026年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産	19,151	I 流動負債	11,107
現金及び預金	11,319	支払手形	7
売掛金	2,442	買掛金	1,907
商貯蔵品	5,003	短期借入金	2,000
その他の	64	1年内返済予定の長期借入金	1,000
	321	未払金	5,022
		未払費用	589
		未払法人税等	159
		賞与引当金	121
II 固定資産	13,441	資産除去債務	17
1 有形固定資産	1,643	預り保証金	35
建物及び構築物	1,050	その他の	247
土地	350		
建設仮勘定	5	II 固定負債	6,779
その他の	238	長期借入金	5,000
2 無形固定資産	3,527	退職給付に係る負債	8
ソフトウェア	507	資産除去債務	1,160
ソフトウェア仮勘定	3,018	長期未払金	7
その他の	0	預り保証金	406
3 投資その他の資産	8,271	役員株式給付引当金	191
投資有価証券	3,941	その他の	5
敷金保証金	3,100		
繰延税金資産	1,156	負 債 合 計	17,887
その他の	72	(純資産の部)	
		I 株主資本	13,223
		1 資本金	8,258
		2 資本剰余金	5,705
		3 利益剰余金	△75
		4 自己株式	△664
		II その他の包括利益累計額	1,482
		1 為替換算調整勘定	1,482
		純 資 産 合 計	14,705
資 産 合 計	32,593	負 債 ・ 純 資 産 合 計	32,593

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

〔2025年3月1日から
2026年2月28日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上		51,499
売 上 原 価		20,572
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		30,927
営 業 外 収 益		30,606
営 業 外 収 益		321
受 取 利 息	111	
受 取 賃 貸 料	21	
そ の 他	40	173
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	82	
支 払 手 数 料	5	
為 替 差 損	4	
固 定 資 産 除 却 損	7	
そ の 他	11	111
経 常 利 益		383
特 別 利 益		
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 売 却 益	146	146
減 損 損 失	139	139
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		391
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	145	
法 人 税 等 調 整 額	△121	24
当 期 純 利 益		366
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		366

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

〔2025年3月1日から
2026年2月28日まで〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2025年3月1日残高	8,258	7,081	△367	△724	14,247
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	-	△1,376	-	-	△1,376
自己株式の取得	-	-	-	△0	△0
自己株式の処分	-	-	-	60	60
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	366	-	366
連結子会社の清算による増減	-	-	△74	-	△74
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-
連結会計年度中の変動額合計	-	△1,376	292	60	△1,023
2026年2月28日残高	8,258	5,705	△75	△664	13,223

	その他の包括利益累計額		非支配株主 持分	純資産合計
	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
2025年3月1日残高	1,382	1,382	3,166	18,796
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当	-	-	-	△1,376
自己株式の取得	-	-	-	△0
自己株式の処分	-	-	-	60
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	-	366
連結子会社の清算による増減	-	-	-	△74
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	99	99	△3,166	△3,067
連結会計年度中の変動額合計	99	99	△3,166	△4,090
2026年2月28日残高	1,482	1,482	-	14,705

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表
(2026年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	15,414	I 流動負債	6,928
現金及び預金	7,621	支払手形	7
売掛金	2,631	買掛金	1,767
商貯蔵品	4,796	短期借入金	2,000
前払費用	64	1年内返済予定の長期借入金	1,000
その他の	197	未払金	1,029
	104	未払費用	583
		未払法人税等	157
		前受金	41
		賞与引当金	121
		資産除去債務	17
		預り保証金	35
		その他の	167
II 固定資産	12,734	II 固定負債	6,758
1 有形固定資産	1,603	長期借入金	5,000
建物及び構築物	1,043	退職給付引当金	8
工具器具備品	190	資産除去債務	1,139
土地	350	長期未払金	7
建設仮勘定	5	預り保証金	406
その他の	13	役員株式給付引当金	191
		その他の	5
2 無形固定資産	3,527	負 債 合 計	13,687
ソフトウェア	507	(純資産の部)	
ソフトウェア仮勘定	3,018	I 株主資本	14,462
その他の	0	1 資本金	8,258
		2 資本剰余金	5,705
		(1) 資本準備金	5,055
		(2) その他資本剰余金	649
		3 利益剰余金	1,163
		(1) その他利益剰余金	1,163
		繰越利益剰余金	1,163
		4 自己株式	△664
		純 資 産 合 計	14,462
資 産 合 計	28,149	負 債 ・ 純 資 産 合 計	28,149

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

〔2025年 3 月 1 日から
2026年 2 月28日まで〕

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売 上	高 価		50,771
売 上 原 価			20,836
売 上 総 利 益			29,935
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			29,728
営 業 利 益			207
営 業 外 収 益			
受 取 利 息		17	
受 取 配 当 金		230	
受 取 賃 貸 料		21	
そ の 他		33	303
営 業 外 費 用			
支 払 利 息		82	
支 払 手 数 料		3	
固 定 資 産 除 却 損		7	
為 替 差 損		8	
そ の 他		9	111
経 常 利 益			399
特 別 損 失			
減 損 損 失		139	139
税 引 前 当 期 純 利 益			260
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		63	
法 人 税 等 調 整 額		25	89
当 期 純 利 益			170

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

〔2025年3月1日から〕
〔2026年2月28日まで〕

(単位：百万円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	その他利益剰余金			
				繰越利益剰余金			
2025年3月1日残高	8,258	7,055	25	992	△724	15,607	15,607
事業年度中の変動額							
準備金から剰余金への振替	－	△2,000	2,000	－	－	－	－
剰余金の配当	－	－	△1,376	－	－	△1,376	△1,376
自己株式の取得	－	－	－	－	△0	△0	△0
自己株式の処分	－	－	－	－	60	60	60
当期純利益	－	－	－	170	－	170	170
事業年度中の変動額合計	－	△2,000	623	170	60	△1,145	△1,145
2026年2月28日残高	8,258	5,055	649	1,163	△664	14,462	14,462

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年4月23日

株式会社バロックジャパンリミテッド
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水野 文絵
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	島袋 信一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社バロックジャパンリミテッドの2025年3月1日から2026年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社バロックジャパンリミテッド及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年4月23日

株式会社バロックジャパンリミテッド
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 水野 文絵
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 島袋 信一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社バロックジャパンリミテッドの2025年3月1日から2026年2月28日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年3月1日から2026年2月28日までの第27期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な店舗において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、監査上の主要な検討事項も含め、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年4月24日

株式会社バロックジャパンリミテッド 監査役会

常勤監査役 松田 信一 ㊟

監査役（社外監査役） 吉田 芳樹 ㊟

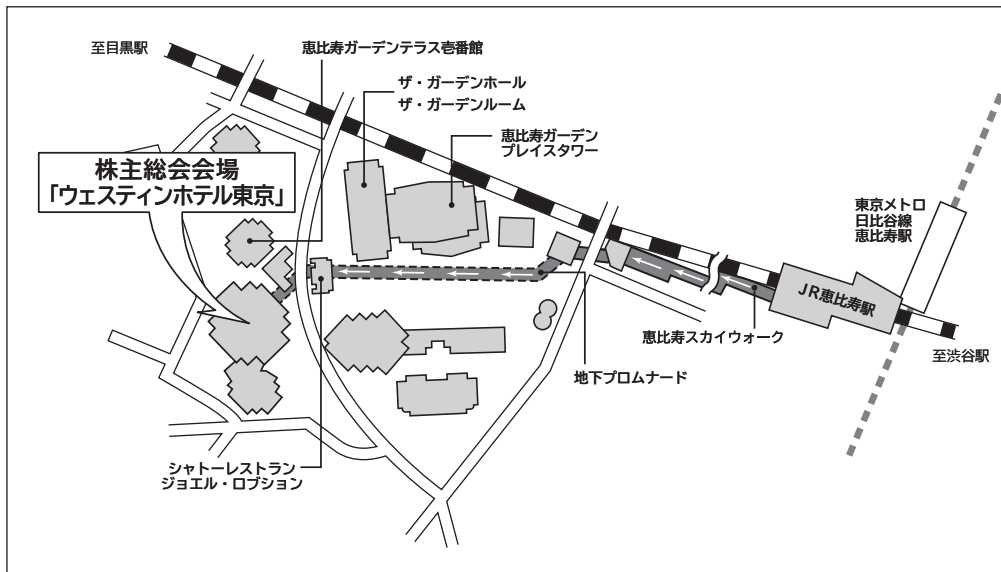
監査役（社外監査役） 辻 嶋 彰 ㊟

(注) 監査役吉田芳樹及び監査役辻嶋彰は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都目黒区三田一丁目4番1号
恵比寿ガーデンプレイス内
ウェスティンホテル東京
地下1階 桜



<交通のご案内>

- J R：山手線・埼京線 恵比寿駅東口から徒歩約7分
東口改札出口を右折してから「恵比寿スカイウォーク（動く歩道）」をご利用ください。
- 地下鉄：日比谷線 恵比寿駅 1番出口から徒歩約10分
1番出口正面の「atré恵比寿」ビルエスカレーターで3階に上り、JR恵比寿駅東口前を通過してから「恵比寿スカイウォーク（動く歩道）」をご利用ください。

第27期定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

連結計算書類の連結注記表

計算書類の個別注記表

株式会社バロックジャパンリミテッド

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- | | |
|------------|---|
| ① 連結子会社の数 | 4社 |
| ② 連結子会社の名称 | BAROQUE HK LIMITED
巴罗克（上海）貿易有限公司
BAROQUE USA LIMITED
株式会社バロックトレーディング |

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の状況

- | | |
|-----------------------------------|--------------------|
| ① 持分法を適用した関連会社の数 | 1社 |
| ② 持分法を適用した関連会社の名称 | DB Capital Limited |
| ③ 持分法の適用手続について特に記載する必要があると認められる事項 | |

持分法適用関連会社の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|-----------|-----------------------------|
| イ. 棚卸資産 | 評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法) |
| 商品 | 総平均法 |
| 貯蔵品 | 個別法 |
| ロ. デリバティブ | 時価法 |

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- | | |
|-----------|---|
| イ. 有形固定資産 | 主に定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物に含まれる建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物 2～50年 |
| ロ. 無形固定資産 | 定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
ソフトウェア 5年～10年 |

③ 重要な引当金の計上基準

- | | |
|--------------|--|
| イ. 貸倒引当金 | 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ロ. 賞与引当金 | 従業員に支給する賞与に充てるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。 |
| ハ. 役員株式給付引当金 | 役員株式給付規程に基づく役員への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込み額に基づき、役員株式給付引当金を計上しております。 |

④ 重要な収益及び費用の計上基準

イ. 実店舗販売

実店舗販売は顧客へ商品を引き渡した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

ロ. オンライン販売及び卸売

国内における販売において主として出荷から商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である場合に、収益認識適用指針第98項に定める代替的な取り扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。

また、国外への販売は個々の顧客との契約条件等に基づきリスク負担が顧客に移転する時点で収益を認識しております。

ただし、オンライン販売及び卸売のうち委託販売等については、最終消費者に商品が販売された時点で収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

ハ. 自社運営のポイント制度

当社の自社運営のポイント制度においては、会員顧客に対して購入金額に応じたポイントを付与し、また、当該顧客がポイントを利用した際は当該ポイント相当額の商品対価を提供する義務を負っています。そのため、付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行っております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 連結の範囲又は持分法の適用の範囲の変更に関する注記

当連結会計年度において、当社連結子会社であるBAROQUE HK LIMITEDは、BAROQUE CHINA LIMITED及びBAROQUE CHINA APPARELS LIMITEDの全株式を譲渡しました。これに伴い、BAROQUE CHINA LIMITED及びその子会社である巴罗克（上海）企业发展有限公司を連結の範囲から除外し、BAROQUE CHINA APPARELS LIMITED及びその子会社2社（巴罗克（上海）服饰有限公司、罗克（北京）服饰有限公司）を持分法適用の範囲から除外しております。

また、当連結会計年度において、新たに設立した株式会社バロックトレーディングを連結子会社を含め、清算終了したFRAME LIMITEDを連結の範囲から除外しています。

更に、当連結会計年度において、当社は、当社連結子会社であるBAROQUE HK LIMITEDを通じて、JD.com,Inc.の子会社であるJingdong Group Investment Ltd.との合併会社として設立したDB Capital Limitedを持分法適用の関連会社を含めております。

3. 会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。

なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 商品の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度末における連結貸借対照表上、商品5,003百万円となっています。当連結会計年度において、連結損益計算書上、売上原価に計上している商品の収益性の低下による簿価切下げ額は748百万円であります。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法及び算出に用いた主要な仮定

当社グループでは、商品の評価について、「連結注記表1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (4)会計方針に関する事項 ①重要な資産の評価基準及び評価方法 イ. 棚卸資産」に記載のとおり、総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっており、その価値は期間の経過とともに低下していくため、一定の保有数量を超える営業循環過程から外れた商品に対して、主に過去の販売実績や処分実績等に基づき決定した規則的な簿価切下げの方法によって、収益性の低下を反映させております。具体的には、商品をブランド別に「春夏」と「秋冬」単位で管理・販売しており、それぞれ原価割れせずに販売可能な在庫数量を見積り、それを上回った部分について、主に廃棄することを前提として規則的に簿価切下げを行っております。

当社グループが属するカジュアルウエア専門店業界は、競合企業との厳しい競争関係にあり、流行や嗜好の変化が速く商品のライフサイクルが短い傾向があります。また、景気動向や個人消費は、当社グループが顧客の嗜好の変化に対応した商品を提供できない場合、予測できない気象状況の変化が生じた場合、また、景気の急激な悪化により消費者の購買意欲が大きく減退した場合、原価割れせずに販売可能な在庫数量が大きく変動する可能性があり、予測が困難であることから、収益性の低下の事実を反映させるための規則的な簿価切下げの方法の決定においては、重要な仮定を織り込んでいます。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当社グループが保有する商品は、競合他社との競争激化や天候等による外部環境要因の影響を受けやすく、また、ファッションの流行によって顧客のニーズが変化することから、将来における実際の市場環境や需要動向が見込みより悪化した場合には、評価損の計上に伴い、利益が減少する可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度末における連結貸借対照表上、有形固定資産1,643百万円、無形固定資産3,527百万円となっています。また、当連結会計年度の連結損益計算書に計上した減損損失額は139百万円でありま
す。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法及び算出に用いた主要な仮定

当社グループでは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位を主に店舗単位として固定資産のグルー
ピングを行っており、各店舗の営業損益が継続してマイナスとなる場合等に、減損の兆候があると判断して
おります。

減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの
総額と帳簿価額を比較することによって減損損失の認識の要否を判定し、その結果、減損損失の認識が必
要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額（使用価値又は正味売却価額のいずれか高い方の金額）まで減
額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

固定資産の減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定にあたっては、財務諸表作成時で入手可能な情
報等に基づき合理的に判断しておりますが、市場環境の変化等により、その見積りの前提である重要な仮
定に変更が生じた場合、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

6,006百万円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	36,676,300株	一株	一株	36,676,300株

(注) 上記株式数には、自己株式656,330株が含まれております。その中、「株式給付信託 (BBT)」制度の導入に伴い、株式給付信託 (BBT) が保有する当社株式195,900株が含まれております。

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年5月27日 取締役会	普通株式	1,376	38	2025年2月28日	2025年5月28日

(注) 2025年5月27日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託 (BBT) が保有する当社株式に対する配当金9百万円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの (予定)

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年5月27日 取締役会	普通株式	1,376	38	2026年2月28日	2026年5月28日

(注) 2026年5月27日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託 (BBT) が保有する当社株式に対する配当金7百万円が含まれております。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして主に銀行からの借入により必要な資金を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外に事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

敷金保証金は、主に本店に伴う差入保証金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、買掛金、未払金及び未払法人税等は1年以内の支払期日であります。また、その一部には、商品等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該リスクを回避するために、決済額の一部について為替予約を行っております。

借入金は、主に営業取引に係る資金調達であり、償還日は決算日後、最長で2年1ヶ月であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い与信限度額を設定し、各事業部門と経理部が連携して主要な取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金保証金は、賃貸借契約締結時に差入先の信用状況を把握するとともに、入居後も定期的に信用状況を把握することにより、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスクの管理

外貨建債務における外貨相場の変動リスクに対して為替予約を実施しております。当該為替予約の実施は、社内管理規程に基づき、決裁権限者の承認のもと、実需の範囲で行うこととしております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各事業部からの報告に基づき経理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性を継続して維持することにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 敷金保証金	3,100	2,444	△656
資産計	3,100	2,444	△656
(1) 長期借入金 (※3)	6,000	6,000	—
負債計	6,000	6,000	—

(※1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「支払手形」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」及び「短期借入金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	3,941

(※3) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

②時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金保証金	—	2,444	—	2,444
資産計	—	2,444	—	2,444
長期借入金	—	6,000	—	6,000
負債計	—	6,000	—	6,000

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金保証金

これらの時価は、その将来キャッシュ・フローをAA格社債利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

変動金利による長期借入金を除き、元金金の合計額を新規に同様の取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出しており、レベル2の時価に分類しております。但し、変動金利による長期借入金については、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	金額 (百万円)
実店舗販売	38,007
オンライン販売	10,380
卸売	2,018
その他	1,093
顧客との契約から生じる収益	51,499

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記(4)会計方針に関する事項④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高等

	金額 (百万円)
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	7,760
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	2,442
前受金 (期首残高)	28
前受金 (期末残高)	41
契約負債 (期首残高)	34
契約負債 (期末残高)	35

前受金は、主に商品売上のうち、当連結会計年度末において顧客への引渡しの完了していないものの残高であり、今後商品を顧客に引渡した時点で履行義務が充足するものであります。連結貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。

契約負債は、主に顧客への販売に伴って付与する自社ポイントであり、連結貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。なお、当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年以内であるため、実務上の便法を適用し記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 408円27銭

(2) 1株当たり当期純利益 10円19銭

(注) 株主資本に自己株式として計上されている「株式給付信託 (BBT)」に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は当連結会計年度において656,330株であり、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の平均株式数は、当連結会計年度において683,465株であります。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 関係会社株式 移動平均法による原価法
- ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
 - 商品 総平均法
 - 貯蔵品 個別法
- ③ デリバティブ 時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 主に定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物に含まれる建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物 2～50年
工具器具備品 2～20年
- ② 無形固定資産 定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5～10年）に基づいております。
- ③ 長期前払費用 均等償却によって処理しております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員に支給する賞与に充てるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金 退職給付引当金及び退職給付費用の計算に退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- ④ 役員株式給付引当金 役員株式給付規程に基づく役員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込み額に基づき、役員株式給付引当金を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

① 実店舗販売

実店舗販売は顧客へ商品を引き渡した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

② オンライン販売及び卸売

国内における販売において主として出荷から商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間である場合に、収益認識適用指針第98項に定める代替的な取り扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。

また、国外への販売は個々の顧客との契約条件等に基づきリスク負担が顧客に移転する時点で収益を認識しております。

ただし、オンライン販売及び卸売のうち委託販売等については、最終消費者に商品が販売された時点で収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

③ ロイヤリティー

契約相手先の売上収益等を基礎に算定されるロイヤリティーについては、顧客が売上収益等を計上する時点で、契約上のロイヤリティーレートに基づき得られると見込まれる金額を収益として認識しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

④ 自社運営のポイント制度

当社の自社運営のポイント制度においては、会員顧客に対して購入金額に応じたポイントを付与し、また、当該顧客がポイントを利用した際は当該ポイント相当額の商品対価を提供する義務を負っています。そのため、付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行っております。

2. 会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。）等を当事業年度の期首から適用しております。

なお、詳細については、連結注記表(3. 会計方針の変更に関する注記「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)に記載しているため、記載を省略しております。

3. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において、「無形固定資産」の「その他」に含めておりました「ソフトウェア仮勘定」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記することとしております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 商品の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度末における貸借対照表上、商品4,796百万円となっています。当事業年度において、損益計算書上、売上原価に計上している商品の収益性の低下による簿価切下げ額は744百万円であります。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表の「4. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、省略しております。

(2) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度末における貸借対照表上、有形固定資産1,603百万円、無形固定資産3,527百万円となっています。当事業年度の損益計算書に計上した減損損失額は139百万円であります。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表の「4. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、省略しております。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 5,754百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権 432百万円

② 短期金銭債務 787百万円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	592百万円
② 仕入高	8,627百万円
③ その他の営業取引	58百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 656,330 株

上記株式数は、「株式給付信託 (BBT)」制度の導入に伴い、株式給付信託 (BBT) が保有する当社株式 195,900株が含まれております。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の 主な原因別の内訳

繰延税金資産

商品等評価損	454百万円
未払事業税	29百万円
賞与引当金	25百万円
減価償却超過額	240百万円
退職給付引当金	2百万円
資産除去債務	363百万円
役員株式給付引当金	60百万円
繰越欠損金	184百万円
その他	87百万円
繰延税金資産の小計	1,450百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当金	△263百万円
繰延税金資産の合計	1,186百万円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△97百万円
繰延税金負債の合計	△97百万円
繰延税金資産の純額	1,089百万円

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及びその他の関係会社の子会社等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円) (注) 1	科目	期末残高 (百万円) (注) 1
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	BAROQUE HK LIMITED	257,000千香港ドル	衣料品等の輸 出入	(所有) 直接 100.00	兼任 2名	商品の仕入 及び販売、 資金の貸付	商品の仕入 (注) 2	8,627	買掛金	747
									未払金	34
									前渡金	28
子会社	巴羅克(上海)貿 易有限公司	69,600千香港ドル	業務受託	(所有) 間接 100.00	兼任 2名	業務委託	業務委託費等 (注) 2	55	未払金	5
子会社	BAROQUE USA LIMITED	2,900千ドル	衣料品の小売 業、衣料品の 卸売業	(所有) 直接 100.00	兼任 2名	商品の販売	商品の売上 (注) 2	592	売掛金	401
その他の 関係会社 の子会社	巴羅克(上海)企 業發展有限公司	20,000千人民幣	衣料品の卸売 業	-	-	商品の販売	商品の売上 (注) 2	22	売掛金	8
その他の 関係会社 の子会社	巴羅克(上海)服 飾有限公司	140,000千人民幣	衣料品等の小 売業及び衣料 品の卸売業	-	-	商品販売に 対するロイヤ リティ	ロイヤリティ の収入 (注) 2	138	売掛金	47

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
市場動向を勘案し、協議の上決定しております。

10. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 401円51銭
(2) 1株当たり当期純利益 4円74銭

(注) 株主資本に自己株式として計上されている「株式給付信託(BBT)」に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は当事業年度において656,330株であり、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の平均株式数は、当事業年度において683,465株であります。

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。